

附属書九（第六章関係） 第八十二条に関する最惠国待遇の免除に係る表

第一編 日本国の表

海上貨物利用運送 サービス	海上貨物利用運送サービス（複合運送 サービス（注）に関するサービスを含 む。）を提供するための営業許可又は政 府による登録は、日本国の会社が当該 サービスについて同様の許可を受け、又 は同様の登録を行うことができる外国の 会社に対してのみ与えられ、又は行われ る。	第八十二条の規定に適合しない措置 の概要	第八十二条の規定に適合しない措置 の概要	分 野	第八十二条の規定に適合しない措置 の概要
この措置の廃止 は、貿易の自由化に 関する将来の交渉の 結果に従つて検討さ れる。	この措置の廃止 は、貿易の自由化に 関する将来の交渉の 結果に従つて検討さ れる。	免除の期間 状況（注）	免除の必要性を生じさせている 状況（注）	免除の期間 状況（注）	免除の必要性を生じさせている 状況（注）

注 「複合運送サービス」とは、国際

海上運送と道路運送又は鉄道運送との組合せによる貨物運送サービスであつて、複合運送の事業者（附屬書八第一編の日本国の特定の約束に係る表における海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈に定義するもの）が宅配の形で提供するものをいう。

国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）

日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されいるときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の

この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従つて検討される。

日本国の船舶運航事業者がインドネシアにおいて不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。

			期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。
(a) 日本国の港への入港 (b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し	エネルギー・サー ビス		
(c) (b) (a) 漁獲物の保蔵及び加工	漁業に関連する サービス	電気業、ガス業及び原子力産業に係る サービスの提供（第七十七条(u)(iv)に基づ いて提供するサービスを除く。）につい て、第三国のサービス提供者に対して特 恵的な待遇を与えることができる。	
	無期限	無期限	
	必要がある。	効率的かつ安定的なエネルギーの供 給を確保する必要がある。	

(インドネシアの表は省略)

(e) (d)
漁獲物及びその製品の輸送
漁業に使用される他の船舶への補給